

2000年5月11日
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

介護保険受給者管理業務に係る個人情報を外部提供すること及び
当該外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2000年（平成12年）5月2日付けで諮問された、介護保険受給者管理業務に係る個人情報を外部提供すること及び当該外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、介護保険受給者管理業務に係る個人情報を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 外部提供する必要性について

ア 介護保険制度においては、様々な認定証の交付があるため、高齢者や要介護者にとってはその各々の意味を理解しにくいものとなっている。

そして、認定証の交付を受けているにもかかわらず、認定証の交付を受けた事実を忘れてしまっている者や、交付を受けた認定証を訪問介護の提供を受ける際に提示すべきことを理解できていない者等がある。

そのため、本来、自己負担額の減額を受けられる者であるにもかかわらず、自己負担の減額を受けていない事態が生じている。

イ 外部提供する個人情報の内容については、認定を受けた要介護者等に付番された受給者番号のみであり、その番号の有無により減額の割合が決定するため、居宅介護支援専門員は居宅サービス計画を作成する際と、居宅サービス事業者に提出するサービス提供票の作成にその番号を使用する。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれること及び通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

介護保険制度においては様々な認定証の交付があるため高齢者や要介護者にとっては、その各々の意味を理解しにくいものとなっているので、認定証の確実な提示が期待できないことや、自己負担の減額を確実に受け、本人の利益を保護する観点から、当該認定に係る個人情報を外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要することから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、介護を必要とする者の特性とその者が受けることができる利益の保護を支援するために行うものであり、通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以 上